

連協 第 5 号
令和 6 年 1 月 5 日

白岡市国民健康保険
白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市国民健康保険運営協議会
会長 佐々木 操



白岡市国民健康保険税の税率等の見直しについて（答申）

令和 5 年 7 月 11 日付け、保年第 156 号で諮問のありました標記の件につきまして、令和 5 年 8 月 9 日開催の第 1 回運営協議会及び同年 11 月 1 日開催の第 2 回運営協議会の 2 回の会議において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申することいたします。



答申書

令和 5 年度

白岡市国民健康保険運営協議会

1 背景

国民健康保険（以下「国保」という）は、制度創設以来、国民皆保険制度の中核として、地域医療の確保と市民の健康増進に大きく貢献してきた。

しかし、高齢化や医療の高度化に伴い医療費が増加する一方、加入者に低所得世帯が多いなどの構造的な問題を抱えていることから、国保財政は全国的に厳しい運営を強いられている。

こうした状況の改善のため、平成30年度の国保制度改革に伴い、都道府県化が施行され5年が経過したが、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による国保加入者の大幅な減少や医療の高度化、加入者の高齢化による一人当たり医療費の増加、加えてコロナ禍を起因とする医療費の不安定な変動など、様々な状況の変化に直面しており、引き続き厳しい財政運営が続いている。しかしながら、国保事業に対しては公的医療保険制度として、安定的な財政運営と効率的な事業運営が求められており、同時に加入者に対しての配慮も求められている。

このような中、国の指針を基に策定される埼玉県国保運営方針（第3期）において、令和9年度を目途とする事務処理の標準化及び国保税率の準統一等が掲げられ、白岡市を含む県内の市町村国保に対しては国保税率の標準税率への改正（引き上げ）が示されたところである。

2 白岡市国保の状況

前述のとおり、国保財政については全国的にも厳しい状況であり、白岡市の国保においても、保険給付費等の恒常的な増加に伴い事業費納付金の納付額が増加される中、被保険者の減少等に伴い国保税収入額は遞減している。このため、国保事業における単年度の実質的な収支は、令和4年度にマイナス計上となり、令和5年度以降は更に大きなマイナス収支が見込まれている。

なお、当面は保有資産である基金等の活用で凌げるものの、今後数年間で資金が枯渇し、市の国保財政は赤字に転落するとの見込みから、国保税率の見直しも含めた財政状況の改善が求められている。

3 諒問事項について

今般、埼玉県の国保運営方針による要請と市国保財政状況の改善の必要性から、「白岡市国民健康保険税の税率等の見直し」として、令和6年度及びそれ以降の国保税率について白岡市長から諮問が提出された。

白岡市では、平成30年度の税率改正以降、コロナ禍における負担の緩和などの必要性もあり、税率改正を見送ってきたところであるが、現状及び今後における市国保の財政状況や国保加入者の暮らしに与える影響並びに現時点の加入者と将来の加入者に対する負担の公平性や適正な負担なども含め、運営協議会として、改正案に対する慎重な審議を行うことが必要である。

4 会議の開催について

白岡市長からの「諮問」に対し、令和5年8月9日及び同年11月1日に、それぞれ、第1回及び第2回の国保運営協議会を開催し、令和6年度以降の国保税率の改正の必要性や改正方針及び改正すべき税率等について審議を行った。

審議の過程において、現状の市国保の財政等の状況や埼玉県が策定する国保の運営方針及び県内市町村の税率改正に対する動向等の聞き取り等を行った結果、令和6年度以降において税率改正の必要性があることが確認された。

なお、審議においては国保財政の今後の見込みや国保加入者の公平性を踏まえ、毎年、段階的な改正を行うことが望ましいとする意見と、国保加入者への負担の緩和を最優先に考慮し、可能な限り改正幅を小さくすべきとの意見が分かれる状況の中、答申案の採決に至ったものである。

5 答申事項

- (1) 『令和9年度に「標準保険税率」となるよう不足分（差分）を均等に4回に分けて、毎年引け上げる案』を適当とする。
- (2) 令和6年度白岡市国民健康保険税の改正税率は、次の表のとおりとする。

区分	基礎課税額（医療分）	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割 (増減率)	7.04% (±0%)	2.41% (+0.12%)	2.21% (+0.08%)
均等割 (増減額)	28,400円 (+4,700円)	14,700円 (+600円)	15,400円 (+700円)

6 答申理由

・物価の上昇など国保加入者の生活が苦しい状況の中、負担の上乗せとなる国保税の引き上げは好ましくはないものの、県方針や近隣市町の状況を踏まると国保税率の引き上げはやむを得ないものである。なお、現時点での国保加入

者の負担を考慮し、改正幅を小さくすることも選択肢の一つではあるが、国保の財政状況の見込みや加入者における公平性なども鑑みると、引き上げを引き延ばし、結果として後年の国保加入者の負担を大きくしかねない改正方針は適当ではないとの結論とする。

このため、本協議会としては、負担の急激な上昇が緩和され、かつ現時点と将来の加入者間における公平性や平等性も保持できる案として、「5の答申事項」とおり答申を行うものとする。

7 付帯意見

- ・税率改正の方針についてはやむを得ないが、原則として単年度ごとの見直しとし、今後の状況や国・県の動向も含め、国保税の見直し率は毎年度検討すること。
- ・給与や年金の引き上げが望めない中、物価の上昇や税その他の負担で国保の被保険者の生活は非常に苦しくなっている。このため、税率の改正自体はやむを得ないものの、改正に際しては基金等も活用し急激な負担増の抑制を図ること。また、低所得者に配慮することとし、軽減・減免措置の拡充や丁寧な納税相談等も含め負担の緩和を検討すること。
- ・税率を含めた標準化により市の独自性が損なわれないよう、特に保健事業等の有用な施策については継続ができるよう、国・県への働きかけを行うこと。
- ・税率の改正や埼玉県の運営方針などについて、広報の活用や窓口での説明など、制度の理解を得られるよう検討すること。
- ・国保財政調整基金については、準統一に向けた税率改正の際の激変緩和財源として活用することとし、現在の被保険者と後年の被保険者の負担の平準化を図ることとする。